

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する
規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を
次のとおり改正する

平成23年12月20日提出

全国知事会

会長 山 田 啓 二

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する 規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨・内容

本会職員の給料表の改正並びにこれに伴う給料の切替及び切替に伴う措置については、給与法の定めるところに準じて行うものとしてされている。しかしながら、国会に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の取扱いについては現在も未だ確定されていない。また、各都道府県においても概ね人事委員会勧告による給与改定を行う予定とされていることから、各都道府県からの派遣職員との均衡等を考慮し、平成23年度の給与については、人事院勧告（平成23年9月30日）の内容に準じて取り扱うこととする。

なお、平成17年度以降、事務総長、次長及び特定職員（7級以上の副部長・部長）の給与の抑制措置を継続することとする。

さらに、本会組織のシンクタンク機能強化の一環として、任期付研究員の採用を行うことができることとするため、その給与の位置付けに係る所要の改正を行うこととする。

2. 施行期日

平成23年12月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を改正する規則

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則（昭和五十三年十二月二十二日施行）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 任期付研究員給料表

第四条第二項中「行政職俸給表（二）」を、「の下に「前項第四号に規定するものにあつては「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」（平成九年六月四日法律六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条に定める任期付研究員俸給表を」を加え、同条第三項中「職員の職務は」の上に「第一項第一号から第三号に係る」を加え、同条第四項中「職員の職は」の上に「第一項第一号から第三号に係る」を加える。

第二十三条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十三条、第十五条及び第二十二條の規定は、任期付研究員給料表の適用を受ける職員には適用しない。

附則第12項の次に次の一項を加える。

（平成二十三年度給与の取扱）

13 平成二十三年度の給与については、人事院勧告（平成二十三年九月三十日）の内容に準じて取り扱うこととする。

附則

1 この規則は、平成二十三年十二月二十日から施行し、同年四月一日から適用する。

（改正事由）

本会職員の給料表の改正並びにこれに伴う給料の切替及び切替に伴う措置については、給与法の定めるところに準じて行うものとする。こととされている。しかしながら、国会に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の取扱いについては現在も未だ確定されていない。また、各都道府県においても概ね人事委員会勧告による給与改定を行う予定とされていることから、各都道府県からの派遣職員との均衡等を考慮し、平成二十三年度の給与については、人事院勧告（平成二十三年九月三十日）の内容に準じて取り扱うこととする。

なお、平成十七年度以降、事務総長、次長及び特定職員の給与の抑制措置を継続することとする。

さらに、本会組織のシネクタンク機能強化の一環として、任期付研究員の採用を行うことができることとするため、その給与の位置付けに係る所要の改正を行うこととする。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一章 給与</p> <p>(給料表等)</p> <p>第四条 給与表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は規程に定めるところによる。</p> <p>一 指定職給料表</p> <p>二 事務職員給料表</p> <p>三 技能職給料表</p> <p>四 任期付研究員給料表</p> <p>2 前項各号の給料表(以下「給料表」という。)については、前項第一号に規定するものにあつては「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第十号に定める指定職俸給表を、前項第二号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号イに定める行政職俸給表(一)を、前項第三号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号ロに定める行政職俸給表(二)を、前項第四号に規定するものにあつては「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」(平成九年六月四日法律六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条に定める任期付研究員俸給表をそれぞれ準用する。但し、これらの表中「号俸」とあるのは「号給」と、「俸給月額」とあるのは「給料月額」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項第一号から第三号に係る職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は規程で定める。</p> <p>4 第一項第一号から第三号に係る職員の職は前項に規定する級のいずれか一に格付けし、第一項の給料表により職員に給</p>	<p>第一章 給与</p> <p>第二章 略</p> <p>(給料表等)</p> <p>第四条 給与表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は規程に定めるところによる。</p> <p>一 指定職給料表</p> <p>二 事務職員給料表</p> <p>三 技能職給料表</p> <p>2 前項各号の給料表(以下「給料表」という。)については、前項第一号に規定するものにあつては「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第十号に定める指定職俸給表を、前項第二号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号イに定める行政職俸給表(一)を、前項第三号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号ロに定める行政職俸給表(二)をそれぞれ準用する。但し、これらの表中「号俸」とあるのは「号給」と、「俸給月額」とあるのは「給料月額」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は規程で定める。</p> <p>4 職員の職は前項に規定する級のいずれか一に格付けし、第一項の給料表により職員に給料を支給する。</p>

料を支給する。

(特定の職員についての適用除外)
第二十三条第一項、第二項 略

3 第十三条、第十五条及び第二十一条の規定は、任期付研究員給料表の適用を受ける職員には適用しない。

(特定の職員についての適用除外)
第二十三条 第六条から第九条まで、第十一条から第十三条の二まで、第十五条、第十八条及び第十九条第二項の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。
2 第十八条及び第十九条第二項の規定は、第十一条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

第三章 雑則

(給料の切替及びこれに伴う措置)

第三十七条 給与法の改正に伴い行政職俸給表の(一)及び(二)並びに指定職俸給表(以下「俸給表」という。)の改正があつた場合における第四条第一項に規定する給料表の改正並びにこれに伴う給料の切替及び切替に伴う措置は、給与法の改正の都度、当該改正給与法に定めるところに準じて行うものとする。

附 則

1、8 略

9 (指定職俸給表を受ける者の給料の額)

9 第四条第一項第一号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額、第五条及び全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則施行規程第三条但し書きの規定にかかわらず、これらの規定により定められた俸給月額から当該俸給月額に事務総長にあっては百分の五、事務局次長にあっては百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。
ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。
(その他職員の給料の額)

(平成二十三年度の給与の取扱)

13 平成二十三年度の給与については、人事院勧告(平成二十三年九月三十日)の内容に準じて取り扱うこととする。

附則

1 この規則は、平成二十三年十二月二十日から施行し、同年四月一日から適用する。

10 第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部(室)長及び副部(室)長にある者で、その職務の級が七級以上の者に係る給料月額は、第四条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた給料月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、管理職手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

1 前二項の特例は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に限り行うものとする。

1 2 略